## 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援業費 補助金の事務手続きについて

- 1. 交付申請書提出
- \* 交付申請は下記担当部所に提出してください。
- 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)
  - ※基本的に概算払となります。
- 3. 事業開始 (申請時期に関わらず、令和2年4月1日以降の事業が対象となります。)
- 【補助金の増額を伴う場合】 県の承認が必要です。 変更申請書を下記担当部所まで電子申請、郵送又はFAXしてください。
- 4. 事業完了
  - ※事業の完了とは:補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日
- 5. 実績報告書提出 令和3年1月29日まで。
  - 〇実績報告は、下記提出先まで電子申請、郵送又はFAXしてください。
  - ◎補助金の支払い

交付決定通知後、概算払となります。

実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定し、通知をもって事業完了となります。完了後は関係書類を5年間保管してください。

## 書類提出先

- ■とっとり電子サービス・申請書類のダウンロード先URL https://www.pref.tottori.lg.jp/291280.htm
- ※パソコン、スマートフォンご利用の方は「食のみやこ鳥取県」で検索してください。
- ■ファクシミリ:0857-26-8077
- ■郵送先: 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県食のみやこ推進課内 頑張ろう鳥取県緊急支援センター

なお、ご相談や申請書の提出は、最寄りの総合事務所でも受け付けております

## お問合せ先

## 【問合せ先】

頑張ろう鳥取県緊急支援センター (鳥取県食のみやこ推進課) 電話 0857-26-7985、0857-26-7986 ファクシミリ 0857-26-8077 メールアドレス syoku-support@pref.tottori.lg.jp

又は、鳥取県中部総合事務所(地域振興局内) 電話0858-23-3985鳥取県西部総合事務所(地域振興局内) 電話0859-31-9637日野振興センター電話0859-72-2085